

グループホーム 「ほほえみの家」

重要事項説明書

(令和7年2月1日改定)

株式会社 マルベリー

事業の目的と運営方針

認知症により自立した生活が困難となった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにする事を目的とします。

当事業所では、この目的に沿って以下の運営方針を定めておりますので、ご理解を頂いた上でご利用下さい。又、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

1. 事業主体の内容

事業主体名	株式会社 マルベリー
代表者名	高橋 和則
所在地	〒060-0006 北海道札幌市中央区北 6 条西 16 丁目 1 番地 5 ほくたけビル
電話番号	(011) 611-2381
FAX 番号	(011) 611-2387
	○福祉用具貸与及び住宅改修事業 さわやかセンター札幌東 さわやかセンター札幌西 さわやかセンター旭川 さわやかセンター函館 さわやかセンター空知 さわやかセンター恵庭 さわやかセンター苫小牧 さわやかセンター帯広 さわやかセンター釧路 さわやかセンター岩見沢 さわやかセンター室蘭登別 さわやかセンター札幌豊平 さわやかセンター名寄 さわやかセンター北見事業所 福祉ショップマルベリー ○認知症対応型共同生活介護 ぬくもりの家（留萌市） グループホームほほえみの家 ○地域密着型通所介護 ぬくもりの家（留萌市）

	○高齢者住宅 ぬくもりの家（留萌市） ○保育事業 ほっくーとなかまたち どさんこ Kid' Room さくらスマイル コープさっぽろ保育園白樺アウリンコ 富良野あさひ郷おひさま保育園 コープさっぽろ保育園アウリンコ 新さっぽろくわのみ保育園
--	---

2. 事業所の内容

事業所名	グループホームほほえみの家
管理者	佐久間
所在地	〒060-0012 北海道札幌市手稲区富丘2条5丁目12番1号
電話番号	(011) 688-5602
FAX番号	(011) 688-5628
介護保険の 指定居宅サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
開設年月日	平成26年4月1日
定員	2ユニット 18名（1階9名、2階9名）
敷地概要（権利関係）	株式会社ほくやくとの賃貸借契約 740.61 m ² （251.03 坪）
建物概要	木造2階建て 延床面積 832.69 m ² （251.88 坪）
居室	全個室 14.175 m ² （4.28 坪、8.57 畳）
共用施設概要 （1・2階共通）	食堂1、厨房1、浴室1、脱衣室1、洗面4、トイレ（シャワー付）4、洗濯室4、居間、事務室1、倉庫1、エレベーター（共用）1、駐車場（共通）全10台など

3. 事業所の従業者体制

ユニット	職種	常勤	非常勤	合計	業務内容	兼務状況
共通	管理者	1名	0名	1名	管理業務 介護業務	兼務
1階	計画作成担当者	1名	0名	9名	計画作成	介護業務
	介護職員	7名	1名		介護業務	専任
	看護職員	0名	1名		看護業務	1・2階兼務
2階	計画作成担当者 介護支援専門員	0名	1名	10名	計画作成	専任
	介護職員	8名	0名		介護業務	専任
	看護職員	0名	1名		看護業務	1・2階兼務
	厨房職員	1名	0名		厨房業務	
合計		15名	4名	19名		

4. サービスの内容

1	認知症対応型共同生活介護計画の立案
2	食事
3	入浴
4	排泄
5	介護
6	相談援助サービス
7	行政手続代行
8	その他
これらのサービスには、基本料金とは別に利用料金を頂くものがあります。	

5. 協力医療機関

1

名称	医療法人秀友会 札幌秀友会病院
住所	札幌市手稲区新発寒5条6丁目2番1号
電話番号	(011) 699-8881
診療科目	脳神経外科、神経内科、循環器科、麻酔科、内科、リハビリテーション科

2

名称	医療法人社団香友会 富丘まごころ内科クリニック
住所	札幌市手稲区富丘 1 条 4 丁目 1 番 1 号
電話番号	(011) 699－8881
診療科目	内科、消化器内科

3

名称	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院
住所	札幌市手稲区前田 1 条 12 丁目 1 番 40 号
電話番号	(011) 685－2990
診療科目	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科

4

名称	医療法人溪仁会 手稲家庭医療クリニック
住所	札幌市手稲区前田 2 条 10 丁目 1 番 10 号
電話番号	(011) 685－3920
診療科目	内科、小児科、産婦人科

5

名称	医療法人勉仁会 中垣病院
住所	札幌市手稲区金山 1 条 2 丁目 1 番 6 号
電話番号	(011) 682－3011
診療科目	精神科、神経科、内科、歯科

6

名称	医療法人社団 棕櫚の会ホサナファミリークリニック
住所	札幌市西区宮の沢 3 条 3 丁目 6－1
電話番号	(011) 688－9807
診療科目	内科、小児科

6. 提携機関

1

名称	社会福祉法人 北志会 特別養護老人ホームらいらく
住所	札幌市南区藤野 4 条 4 丁目 20－30
電話番号	(011) 591－9000

2

名称	社会福祉法人 溪仁会 西円山溪樹園
住所	札幌市中央区円山西町 4 丁目 3－20
電話番号	(011) 685－2990

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、事前に確認させていただいた連絡先にご連絡します。

7. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものとします。当該認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬告示の額として設定致します。

(1) 介護費（介護報酬告示額）

①基本介護費

②加算（別紙：介護費をご参照）

(2) 家賃

月額 45,000 円（途中入退去の場合は、1 日当たり 1,500 円の日割り計算となります）（生活保護受給者の場合は、36,000 円となります）

(3) 入居保証金

額 200,000 円（退去時にご返却致します。但し、通常使用以上の損耗がある場合には、現状回復に必要な費用を控除してのご返却となります。また、未払家賃がある場合には入居保証金から差引いて家賃に充当する事があります。）

*生活保護受給者の場合は、担当区保護課との調整（札幌市の定める額に準じた額・138,000 円）と致します。

(4) 食費

月額 45,000 円（1 日当たり 1,500 円の日割り計算）

(5) 共益管理費

夏季（4～10 月）20,000 円（15 日間以下の場合是一律 10,000 円、16 日間以上の場合には一律 20,000 円と致します。）

冬季（11～3 月）28,000 円（15 日間以下の場合是一律 14,000 円、16 日間以上の場合には 28,000 円と致します。）

(6) 日用品に係る費用で、利用者の負担が適当と判断されるものは実費を徴収するものとする。

（例）リネン（寝具類）一式、理美容代、診察代、処方箋代、紙おむつ代 他など

(7) 介護用ベッドレンタル料金

ご使用される場合は 1 日 30 円（在庫に限りがあります）となります。

(8) 医療機関の受診について

定期受診については、原則、ご家族によるご対応をお願い致します。ただし、緊急を要すると判断する場合には、ほほえみの家で緊急対応させて頂きます。

(9) 利用料金の支払い方法

原則として銀行口座自動振替（ワイドネットサービス）でのお支払いをお願い致し

ます。

口座振込の場合

振込先：北海道銀行 手稲支店 預金種別：普通預金 口座番号：1262956

口座名義：株式会社マルベリー ほほえみの家（入金用）管理者 大峠進也

8. 入退去についての留意事項

事業の対象者は要介護（要支援者）であり、認知症であるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次の何れかに該当する者は対象から除かれます。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書により、当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認します。

3 入居申込者が入院治療を要するものであること等、入居申込者に対して自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

4 利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供機関との密接な連携に努めます。

9. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10. 緊急時における対応方法

事業の提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は事業者は速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等必要な措置を講じるものとします。

2 事業の提供により事故が発生した場合、事業者は市町村、利用者の家族に連絡すると

もに、必要な措置を講じるものとします。事業者は事故の状況及び処置について記録します。

- 3 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

11. 個人情報の保護

事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

- 2 事業者が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供に関しては必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

12. 利用者の尊厳

利用者の尊厳、プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

13. 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとします。

14. 身体拘束

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の授業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

15. 苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

「ほほえみの家」相談窓口 担当者 佐久間 啓輔（管理者）

電話番号 (011) 688-5602 F A X (011) 688-5628

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

北海道社会福祉協議会 総務部 苦情受付窓口他

電話番号 (011) 241-3976 F A X (011) 251-3971

16. 運営推進会議の設置

事業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容について評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構成 ①利用者様代表

②利用者様家族代表

③地域住民代表（町内会長、民生委員等）

④地域包括支援センター職員

⑤市町村職員（手稲区消防署等）

⑥その他（北海道社会福祉協議会職員等）

17. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務違反した場合も同様とします。但し、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合は、利用者のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、ご利用者様に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付を受けました。

<事業者>

所在地 北海道札幌市中央区北 6 条西 16 丁目 1 番地 5 号ほくたけビル
名 称 株式会社 マルベリー
代表取締役社長 高橋 和則 印

<事業所>

所在地 北海道札幌市手稲区富丘 2 条 5 丁目 12 番 1 号
名 称 グループホーム ほほえみの家
事業者指定番号 0190400457
管理者 佐久間 啓輔 印
説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護、指定介護
予防認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項の説明を受け同意致しました。

<利用者>

住 所
氏 名

<代理人>

住 所
氏 名

重要事項説明書（別紙：介護費）

令和 6 年 4 月介護保険法改正に伴う料金改正

基本介護費（介護報酬告示額）（札幌市 7 級地 1 単位 10.14 円）

要介護度	基本単位数	自己負担金額の概算	
	（1 ヶ月 30 日の場合）	1 日	1 ヶ月（30 日の場合）
要支援 2	22,470 単位	760 円	22,785 円
要介護 1	22,590 単位	764 円	22,907 円
要介護 2	23,640 単位	799 円	23,971 円
要介護 3	24,360 単位	824 円	24,702 円
要介護 4	24,840 単位	840 円	25,188 円
要介護 5	25,350 単位	857 円	25,705 円

* 自己負担額 2 割、3 割の方は表記金額の 2 倍、3 倍になります。

ほほえみの家取得加算（札幌市 7 級地 1 単位 10.14 円）

加算種類	単位数	自己負担
初期加算（入居後 30 日間に限り・ 30 日を超える入院後の再入院	30 単位 / 日	31 円（1 日）
入院時費用	246 単位 / 日	250 円（1 日）
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位 / 日	19 円（1 日）
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37 単位 / 日	38 円（1 日）
協力医療機関連携加算	100 単位 / 月	102 円（1 月）
新介護職員処遇改善加算	総単位数に 18.6% 乗じた単位数	

令和 年 月 日

介護保険法改正に伴い料金改正の事項を本書面並びに重要事項別紙の説明をして交付しました。

＜事業者＞	所在地	札幌市手稲区富丘 2 条 5 丁目 12 番 1 号
	事業所名	グループホームほほえみの家
	説明者	管理者 佐久間 啓輔

私は、本書面により事業者から介護保険法改正に伴う料金改正について重要事項の説明を受け同意しました。

＜利用者＞	住 所
	氏 名

＜代理人＞	住 所
	指 名